

令和 6 年 7 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

7月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 42 号	八戸市学校給食条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 43 号	教育財産の用途廃止について	5
議案第 44 号	令和 7 年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について	7

議案第42号

八戸市学校給食条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市学校給食条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年7月22日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

給食費の徴収について所要の改正をするためのものである。

八戸市学校給食条例の一部を改正する条例

八戸市学校給食条例（昭和40年八戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（給食費）

第4条 学校給食法第11条第2項において学校給食を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の負担とされている経費に充てるための費用（以下「給食費」という。）は、八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。

2 給食費は、徴収しない。ただし、学校給食を受ける児童若しくは生徒の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助で給食費に関するものを受ける期間又は学校給食を受ける児童若しくは生徒の保護者が法令等の規定による援助で給食費に関するものを受ける期間にこれらの児童又は生徒に対し実施する学校給食に係る給食費については、この限りでない。

附 則

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る給食費について適用し、同日前に実施する学校給食に係る給食費については、なお従前の例による。

八戸市学校給食条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>(給食費)</u> 第4条 学校給食法第11条第2項において学校給食を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の負担とされている経費に充てるための費用（以下「給食費」という。）は、八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。 2 給食費は、徴収しない。ただし、学校給食を受ける児童若しくは生徒の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助で給食費に関するものを受ける期間又は学校給食を受ける児童若しくは生徒の保護者が法令等の規定による援助で給食費に関するものを受ける期間にこれらの児童又は生徒に対し実施する学校給食に係る給食費については、この限りでない。	<u>(給食費)</u> 第4条 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者は、八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める給食費を納付しなければならない。

議案第43号

教育財産の用途廃止について
教育財産を別紙のとおり用途廃止する。

令和6年7月22日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋 藤 信 哉

理 由

旧西地区給食センターの土地の貸付、また、その後の土地及び建物の売却事務の実施に伴い、教育財産を用途廃止するためのものである。

(1) 当該教育財産の所在・地番

八戸市大字長苗代字幕ノ内10番1、10番2

(2) 構造及び面積

① 土地

2,712㎡

② 建物

給食センター棟 1,658㎡

その他建物 90㎡

合計 1,748㎡

(3) 用途廃止する箇所及び面積

① 土地

2,712㎡

② 建物

給食センター棟 1,658㎡

その他建物 90㎡

合計 1,748㎡

(4) 用途廃止の理由

旧西地区給食センターの土地の貸付、また、その後の土地及び建物の売却事務の実施に伴い、教育財産を用途廃止するもの。

(5) 用途廃止後の処理

土地の貸付を実施し、また、その後に土地及び建物の売却事務を実施する。

議案第44号

令和7年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について
令和7年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書を次のとおり採択する。

令和6年7月22日 提出

八戸市教育委員会

教育長 齋藤 信哉

理 由

令和7年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書を採択するためのものである。

種 目	発 行 者	教科用図書名
特別支援	県で示した採択例による	

